

壱岐市告示第 8 号

壱岐市上下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり定めたので、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 27 条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号)第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

壱岐市長 白 川 博 一

区 分	名 称	指定年月日
出納取扱金融機関	株式会社十八親和銀行	令和 6 年 4 月 1 日
収納取扱金融機関	壱岐市農業協同組合	
	九州信用漁業組合連合会	
	ゆうちょ銀行	

附 則

この告示は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和6年4月 1 日告示第8号)

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。